

刑事施設における矯正処遇課程の設置状況（令和7年6月1日～）

○ 男性刑事施設

[illegible]

[illegible]

施設名	矯正処遇課程の別																						特別 コース
	ST	F	FX	FZ	I	J	DS	DH	DM	L1	L2	L3	L4	A	O	Y1	Y2	Y3	G1	G2	G3	G4	
松本少年刑務所	○								○									○			○	○	キヨ
東京拘置所	○																		○				
立川拘置所	○																				○		
富山刑務所	○						○		○												○	○	
金沢刑務所	○	○					○	○	○					○							○	○	
福井刑務所	○						○	○	○										○	○			
岐阜刑務所	○						○	○	○			○	○								○	○	サス
岡崎医療刑務所																			○				
名古屋刑務所	○						○	○	○					○							○	○	
三重刑務所	○				○		○	○	○										○	○			
名古屋拘置所	○																		○				
京都刑務所	○	○					○	○	○			○	○	○							○	○	
大阪刑務所	○		○		○		○	○	○			○	○	○							○	○	
西日本成人矯正 医療センター																			○				
神戸刑務所	○	○					○	○	○					○							○	○	
加古川刑務所					○	○	○	○	○					○	○	○	○		○	○			

[illegible]

施設名	矯正処遇課程の別																							特別 コース
	ST	F	FX	FZ	I	J	DS	DH	DM	L1	L2	L3	L4	A	O	Y1	Y2	Y3	G1	G2	G3	G4		
高松刑務所	○	○					○	○	○			○	○								○	○		
松山刑務所	○				○		○	○	○					○	○	○	○		○	○				
高知刑務所	○						○		○												○	○	サス	
北九州医療刑務所																			○					
福岡刑務所	○	○					○	○	○			○	○								○	○		
長崎刑務所	○	○					○	○	○			○	○								○	○		
熊本刑務所	○						○	○	○			○	○								○	○	サス	
大分刑務所	○				○		○		○	○	○								○	○				
宮崎刑務所	○						○		○												○	○		
鹿児島刑務所	○						○		○					○	○						○	○	サス	
沖縄刑務所	○				○		○	○	○									○	○	○	○	○		
佐賀少年刑務所	○					○		○	○							○	○		○	○				
福岡拘置所	○																		○					

※ D課程を指定された者は、原則として確定施設において引き続き収容する。
※ Jt課程を指定された者は、少年院において収容する。

○ 女性刑事施設

施設名	矯正処遇課程の別																							特別 コース
	ST	F	FX	FZ	I	J	DS	DH	DM	L1	L2	L3	L4	A	O	Y1	Y2	Y3	G1	G2	G3	G4		
札幌刑務支所	○				○		○	○	○					○					○	○	○	○		
福島刑務支所	○				○		○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○		
栃木刑務所	○	○	○	○	○		○	○	○										○	○	○	○		
喜連川社会復帰 促進センター	○				○	○										○	○	○	○	○	○			
東日本成人矯正 医療センター																			○		○			
東京拘置所																			○					
立川拘置所	○																		○		○			
笠松刑務所	○				○		○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○		
豊橋刑務支所	○						○	○	○										○	○	○	○		
名古屋拘置所																			○		○			
西日本成人矯正 医療センター																			○		○			
加古川刑務所	○					○	○	○	○					○		○	○	○	○	○	○	○		
和歌山刑務所	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○		
京都拘置所																			○		○			

施設名	矯正処遇課程の別																						特別 コース
	ST	F	FX	FZ	I	J	DS	DH	DM	L1	L2	L3	L4	A	O	Y1	Y2	Y3	G1	G2	G3	G4	
大阪拘置所																			○		○		
神戸拘置所																			○		○		
岩国刑務所	○				○		○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	
美祢社会復帰 促進センター						○				○	○				○	○	○		○	○	○		サス ユニ
広島拘置所																			○		○		
西条刑務支所	○																		○	○			
北九州医療刑務所																			○		○		
麓刑務所	○				○		○	○	○					○		○	○	○	○	○	○	○	
福岡拘置所																			○		○		

※ D課程を指定された者は、原則として確定施設において引き続き収容する。

※ Jt課程を指定された者は、少年院において収容する。

(参考) 矯正処遇課程・特別コース一覧

2 4 の矯正処遇課程のうち最も必要性が高い課程を 1 つ指定し、当該矯正処遇課程を中心に処遇を実施

	課程名	対象者		課程名	対象者	
D	拘留課程 Detention	拘留受刑者及び旧拘留受刑者	NEW	O	開放的処遇課程 Open	開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者、交通事犯集禁対象者
Jt	少年院在院受刑者処遇課程 Juvenile Training	16歳未満の少年のうち、少年院における矯正教育の効果が期待できる者	NEW	ST	短期処遇課程 Short Term	執行すべき刑期が 6 月未満の者
I	禁錮課程 Imprisonment	禁錮受刑者	NEW	A	依存症回復処遇課程 Addiction Recovery	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者
F	外国人処遇課程（一般） Foreigner	日本人と同一の処遇が困難な者	NEW	DS	高齢福祉課程 Daily care-Senior	おおむね 7 0 歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者
FX	外国人処遇課程（特別） Foreigner X	外国人処遇課程対象者のうち処遇上特別の配慮を要する者	NEW	DH	福祉的支援課程（知的障害・発達障害） Daily care-Handicapped	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者
FZ	外国人処遇課程（条約） Foreigner Z	外国人処遇課程対象者のうちその処遇に当たって条約や協定に定めがある者	NEW	DM	福祉的支援課程（精神上的の疾病又は障害） Daily care-Mental disorder	精神上的の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者
J	少年処遇課程 Juvenile	少年院収容を必要としない少年				
Y	若年処遇課程 1 ～ 3 Young	2 0 歳以上 2 6 歳未満で処遇レベルが 1 ～ 3 の者				
L	長期処遇課程 1 ～ 4 Long	執行すべき刑期が 1 0 年以上で処遇レベルが 1 ～ 4 の者				
G	一般処遇課程 1 ～ 4 General	他の課程に該当しない処遇レベル 1 ～ 4 の者				

従来の A B 指標に替わる新たな観点

処遇レベル

再犯リスクと処遇準備性(注)の2軸で判定(4分類)

再犯リスク

処遇準備性

レベル 1	低	高
レベル 2	低	低
レベル 3	高	高
レベル 4	高	低

(注) 矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度

	特別コース名	プログラムの内容（概要）
ハ	農業ビジネスコース	農業に関連する産業への就労に向けた処遇
サ	サステナブル作業コース	社会に貢献する人材となるために必要な知識及び技能の習得
	サーキュラーエコミークラス	資源の保全等、地域課題の解決に貢献
	ものづくり人材養成クラス	伝統工芸等、後継者不足が課題の地域作業
ニ	少年・若年ユニット型処遇コース	可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇
ホ	教科指導集中処遇コース	教科指導を集中的に実施
ヘ	社会生活移行処遇コース	円滑な社会復帰への移行を目的に、開放的な環境下で処遇